

多摩川衛生組合インシデント等報告書（令和3年2月16日から令和3年5月24日まで）

	事故発生日	発生場所	事故内容	対応・処理・結果
1	令和3年 4月2日	ごみ焼却炉 2号炉	<p>2号炉ろ過式集じん機の差圧上限警報が発報し、排ガス処理が通常運転からバイパス運転に切り替わった。このため、排ガスばいじん濃度1時間移動平均値(O<sub>2</sub> 12%換算値)が35.1mg/Nm<sup>3</sup>となり、自主規制値(20mg/Nm<sup>3</sup>)を超過した。 ※大気汚染防止法の基準値 80mg/Nm<sup>3</sup></p>	<p>排ガス処理を現場操作にてバイパス運転から通常運転に切り替えを実施し、通常運転に戻した。その後、超過したばいじん濃度が自主規制値内となった。 差圧計装機用の信号変換器の故障が原因であったため、信号変換器の交換を実施。 また、管轄部署である多摩環境事務所へ報告し、再発防止策を提出した。</p>
2	令和3年 5月5日	蒸気タービン 発電機の潤滑 油装置	<p>蒸気タービン発電機の潤滑油圧力低下により警報が発報した後、保安装置が作動し自動停止した。 蒸気タービンの潤滑油は、蒸気タービン発電機の関連設備全体に配管を通して循環しているもので、一定の圧力が必要であり、その圧力を得るための設備の異常により必要とする圧力が得られない状況となった。 バックアップをする補助用設備においても圧力の復旧が得られず、蒸気タービン発電機全体の損傷を避けるために自動停止し、結果として発電停止に至った。</p>	<p>減速機を開放したところ、減速機内部の潤滑油ポンプ駆動用歯車軸が折損し脱落したため、潤滑油ポンプが駆動できず圧力が得られないことが原因であることが判明した。 脱落した潤滑油ポンプ駆動用歯車軸の撤去及び減速機内部の清掃点検を実施した。 潤滑油ポンプ駆動用歯車軸の製作には時間を要することから、応急措置としてバックアップ用の補助ポンプを使用して潤滑油の圧力を確立し、5月13日に蒸気タービン発電機を稼働し、発電を再開した。</p>